

# 今月のトピックス

令和6年12月

顧問先社長 経営幹部各位

株式会社 アンジェロ

社労士法人 斎藤マネジメントオフィス・アンジェロ

【東京本社】 TEL:03-5356-6377 FAX:03-5449-1088

【埼玉支社】 TEL:048-781-2651 FAX:048-726-0811

【 今月の担当:磯崎 】



## 【マイナ保険証への移行にあたって～令和6年12月2日以降の対応～②】

マイナ保険証への移行について、今回は、協会けんぽにおける制度改正後の資格取得等のお手続きの流れ、「資格情報のお知らせ」及び「資格確認書」についての詳細をお知らせいたします。

### 1. 制度改正後の資格取得届等のお手続きの流れ

健康保険加入時の取得や被扶養者異動に関するお手続き方法に変更はありません。ただし、健康保険証は発行されず、今後は「資格情報のお知らせ」が公布されます。

1	事業所様（斎藤マネジメント） → 日本年金機構	「資格取得届」「被扶養者異動届」を提出 ※届出時はマイナンバーを正確に記載することが必須となります ※資格確認書の発行が必要な場合は各届の「資格確認書発行希望欄」にチェックを入れることを忘れないようご注意ください
2	協会けんぽ → 事業所様	「資格情報のお知らせ」の送付 ※健康保険証の交付はありません。「資格情報のお知らせ」のみの送付となります。
3	事業所様 → 加入者様	「資格情報のお知らせ」を配布 <b>※退職等の際には協会けんぽへの返納は不要です。</b>

### 2. 資格情報のお知らせについて

マイナンバーカードには、従来の健康保険証に記載されている記号・番号や資格取得年月日等の情報が記載されておりません。そのため、健康保険証廃止後の給付金申請にご活用いただくこと等を目的に、全ての加入者（被保険者・被扶養者）様に対して発行されます。

※紙製カード型

資格情報のお知らせ		
記号	番号	枝番
氏名		
資格取得年月日		
保険者番号		
保険者名称		

取得方法	R6.12.2以降の新規加入者様	資格取得時に事業主様経由で送付 ※交付についての申請は不要
	R6.12.1までの既存加入者様	R6.9月、又はR7.1月～2月に事業主様経由で送付
	申請による交付	「資格情報のお知らせ」を紛失・破損した際等には、R6.12.2以降、「資格情報のお知らせ交付申請書」を提出することで再交付可能 ※個人申請が可能。申請後1～2週間程でご本人様個人住所へ送付されます。
使用する場面	医療機関等	医療機関等の窓口設置のカードリーダーが使えない場合／カードリーダーが設置していない医療機関を受診する場合にマイナ保険証と共に提示 ※資格情報のお知らせのみでは受診不可 ※スマートフォンをお持ちの場合、マイナポータルで資格情報のお知らせと同様の情報を提示することで受診可能なため、資格情報のお知らせ（紙）を常に携帯する必要はありません。
	給付金申請等	記号・番号・資格取得年月日の確認のためにご使用ください

### 3. 資格確認書について

※黄色のプラスチック製カード型

マイナンバーカードを持っていない、またはマイナ保険証の利用登録をしていない方等、マイナ保険証を利用できない方は、資格確認書を提示すればこれまで通りの保険診療を受けることができます。(健康保険証と同じ効力となるため、マイナ保険証のメリットは付与されません。)



R6. 12. 2～自動交付対象者	下記の情報を協会けんぽで確認できた場合に交付されます ・マイナ保険証の利用登録をされていないこと ・マイナンバーカードの紛失、または有効期限や電子認証切れの場合 ・マイナ保険証の利用登録を解除したこと、またはマイナンバーカードを返納したこと	
取得方法	R6. 12. 2以降の新規加入者	資格取得届等に資格確認書申請のためのチェック欄を設けるほか、 <u>マイナ保険証をお持ちでない方等へは協会けんぽの職権で交付</u>
	R6. 12. 1までの既存加入者	協会けんぽが上記「交付対象」と判断した場合に R7. 9 月以降に発行
	申請による交付	R6. 12. 2 以降、 <u>健康保険証 (R7. 12. 1 まで) または資格確認書を紛失した等の場合、またはマイナンバーカードでの受診等が困難な配慮が必要な方 (ご高齢の方、障害をお持ちの方など)、その他、マイナ保険証が使用可能な方も資格確認書が必要な場合には申請により交付可能</u>
有効期限	R6. 12. 2～R7. 11. 30 に発行されたもの ⇒ 有効期限 : R11. 11. 30 R7. 12. 1～R8. 11. 30 に発行されたもの ⇒ 有効期限 : R12. 11. 30	
回収について	資格確認書の有効期限内に退職された (被扶養者から外れた) 方については、 <u>資格確認書の回収が必要</u> となります。(※有効期限が切れた後は自己破棄が可能です。)	

### 4. その他注意点等

- 資格確認書の交付には、協会けんぽの職権又は申請書提出の場合、数週間～最大2ヶ月程かかります。
- 資格取得・扶養新規加入時は、通常の場合、日本年金機構に資格取得届等が到着してから約1週間程でマイナ保険証を使用可能となります。(※ご自身でマイナポータルでの登録作業が必要です。)
- 氏名等の変更の際、「資格情報のお知らせ」・「資格確認書」ともに自動発行はされません。新姓が記載されたものが必要な場合は交付申請が必要となります。

### 【養育特例の申出時の添付書類が一部省略可能になります (令和7年1月～)】

養育特例とは、3歳未満の子供を養育する被保険者の標準報酬月額が短時間勤務等により低下した場合に、将来受け取る年金額に影響しないよう子供を養育する前の標準報酬月額に基づき年金を受け取ることができる制度です。届出の際は添付書類が必要ですが、令和7年1月より場合により添付書類が一部省略可能となります。

<必要となる添付書類>

- ◆戸籍謄(抄)本または戸籍記載事項証明書
- ◆住民票の写し (※マイナンバーがあれば省略可能)

※令和7年1月より  
事業主が被保険者と子の関係を  
確認できた場合は戸籍謄本  
の提出が不要  
(養育特例の申出書に事業主の  
確認欄が設けられます)

令和6年12月28日(土)～令和7年1月5日(日)は弊社年末年始休業となります。